

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	指定場所における喫煙若しくは裸火の使用又は当該場所への火災予防 上危険な物品の持込みの承認		
根 拠 法 令 名	大津市火災予防条例	(条項)第 24 条	
基 準 法 令 名	大津市火災予防条例	(条項)第 24 条	
所 管 部 署	消防局	予防課	設備係
標 準 処 理 期 間	7 日	法 定 処 理 期 間	日

【審査基準】 ・ 文書の名称【喫煙等禁止行為の規制に関する事務処理要綱（平成 16 年 8 月）】

・ 掲載図書等【 】

・ 内 容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載

大津市火災予防条例第 24 条第 1 項ただし書きの規定に該当することを基準とし、同項に規定する「特に必要な場合において消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたとき」は次に掲げる場合をいう。

1 消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める禁止行為場所の区分

（１）劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の舞台部（以下「A」という。）

（２）劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の客席（以下「B」という。）

（３）百貨店、マーケット等及び展示場の売場及び展示部分（以下「C」という。）

2 禁止行為の種別

喫煙、裸火の使用及び危険物品の持込み

3 喫煙について

Bについては、火災予防上支障がないとは認められない。

（１）A及びCの共通要件

ア 喫煙設備が設けられていること。

イ 消火器具が設けられていること。

ウ 避難上又は通行上支障のない場所であること。

エ 防火管理者等により防火上必要な点検、整理及び火災予防上必要な措置が講じられていること。

(2) Aに係る要件

カーテン、幕類及びじゅうたん等、大道具用合板、又は展示用合板は防災性能を有したものであること。

(3) Cに係る要件

階段室内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲若しくは避難の用に供する渡り廊下の周囲（以下「階段室内等」という。）又はエスカレーター区画内に設けるものにおいて、喫煙所の基準に適合したものであること。

4 裸火の使用について

(1) A、B及びCの共通要件

ア 消火器具が設けられていること。

イ 避難上又は通行上支障のない場所であること。

ウ 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。

エ 転倒又は落下等のおそれがない場所であること。

オ 階段室内等及び危険物品その他易燃性の可燃物等から水平距離 5 m以上離れていること。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。

カ カーテン、幕類及びじゅうたん等、大道具用合板、又は展示用合板は防災性能を有したものであること。

キ 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じていること。

ク 使用者により裸火の使用が容易に停止できること。

ケ 固体の衝撃摩擦等で火花を発生するものは、飛散距離が 2 m以内であること。

コ 火炎を有するものは火炎の長さが 20 cm以内であること。

サ 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと。

(2) 電気を使用する火気使用設備又は機器

性能等が明確で安全性が確認されたものであることの他は次によること。

ア A及びBに係る要件

1 個の設備又は機器の定格消費電力が 2 kw以下であること。

イ Cに係る要件

1 個の設備又は機器の定格消費電力が 10 kw 以下であること。

(3) 気体燃料を使用する火気使用設備又は機器

液化石油ガスは容器組み込み型（カートリッジタイプ）の燃料容器であること。

性能等が明確で安全性が確認されたものであることの他は次によること。

ア A及びBに係る要件

都市ガスの総消費量は 350 kw/h 以下であること。

イ Cに係る要件

都市ガスの消費量は 1 個につき 350 kw/h 以下、かつ、総消費量が 1050 kw/h 以下であること。

(4) 固体燃料を使用する火気使用設備又は機器

特性、性能等が明確であるとともに、燃料の使用量は次の数値以下であること。

ア A及びBに係るもの

木炭 5 kg、練炭 3 kg 及び豆炭 2 kg

イ Cに係るもの

木炭 15 kg、練炭 10 kg 及び 5 kg

(5) ろうそく、線香、固形燃料及びその他の裸火

Bについては、火災予防上支障がないとは認められない。

ア Aに係る要件

演技上必要最小限であること。

イ Cに係る要件

商品の展示、販売を目的とした宣伝行為に限り、必要最小限であること。

5 危険物品の持込み

(1) A、B及びCの共通要件

ア 避難上又は通行上支障のない場所であること。

イ 転倒又は落下等のおそれがない場所であること。

ウ 階段室内等から水平距離 5 m 以上離れていること。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。

エ 消火器具を設けること。

オ 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制が確立していること。

(2) 危険物の取扱い

ア A及びBに係る要件

危険物規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める数量（以下「指定数量」という。）の100分の1未満であること。

イ Cに係る要件

指定数量の5分の1未満であること。

(3) 可燃性固体類又は可燃性液体類の取扱い

ア A及びBに係る要件

条例別表第8に定める数量の500分の1未満であること。

イ Cに係る要件

条例別表第8に定める数量の25分の1未満であること。

(4) マッチ

ア A及びBは非該当

イ Cに係る要件

総重量が40kg未満であること。

(5) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限って許可の対象とする。）

ア Aに係る要件

ガス総重量0.5kgに相当する個数未満であること。

イ Bに係る要件

ガス総重量5kgに相当する個数未満であること。

ウ Cに係る要件

ガス総重量10kgに相当する個数未満であること。

(6) 火薬類（煙火に限る。）

Bについては、火災予防上支障がないとは認められない。

また、次のアにおいて使用し、又はイにおいて販売及び展示する火薬類等を保管する場合は、他の物品と混在せず、扉等を有する不燃性の収納庫等に入れること。

ア Aに係る要件

火薬、爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満とすること。（打上げ煙火は許可の対象としない。）

（ア）0.1 g以下のものは50個

（イ）0.1 gを越え15 g以下のものは10個

イ Cに係る要件

がん具用煙火は総薬量5 kgに相当する個数以下であること。

なお、がん具用煙火を展示し、又は販売する場合は、専用のガラスケース等に収納し顧客等が直接手を触れない措置が講じられていること。ただし、レジ等の近辺で常時従業員の監視下にある場所で、水バケツ又は消火器を1能力単位以上設置し、かつ、不燃性の陳列台に展示して販売するときは、この限りでない。

（7）煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は許可しない。）

ア Aに係る要件

（ア）機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。

（イ）機器に対する知識、技能等を有する専従員が取扱うこと。

（ウ）カーテン・幕類、じゅうたん等又は展示用合板等は防災性能を有したものであること。

イ B及びCについては非該当

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。